



令和元年11月26日

冬の災害に備えた道路防災訓練を行います！

旭川開発建設部では、冬の災害に備え、暴風雪等の災害の発生が予想される段階から、実際に立ち往生車両が多数発生した際における対応方法及び道路管理者間の情報伝達など、一連の流れを想定した訓練を管内自治体と合同で下記のとおり開催いたします。

記

1 実施日時 令和元年11月29日(金) 13:30~15:00

2 実施場所 旭川地方合同庁舎 東館1階 入札執行室
(旭川市宮前1条3丁目3番15号)

3 参加機関 旭川開発建設部、管内自治体

4 訓練概要

- ・ 災対策の改正に伴う道路区間指定及び車両移動の規定の確認(別紙)
- ・ タイムラインを活用した大雪・暴風雪時の防災行動計画の確認
- ・ 災対策の改正に伴う車両移動の方法とポイント
- ・ 冬期道路災害時における外国人対応について

5 その他

取材を希望される方は、11月28日(木)17:00までに問合せ先へ御連絡願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

道路防災推進官 ほんま ふみお 本間 富美夫 電話0166-32-4292 ダイヤル

道路整備保全課長 やまなか しげやす 山中 重泰 電話0166-32-1431 ダイヤル

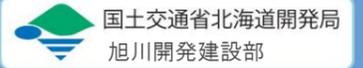
旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式Twitterアカウント @mlit_hkd_as



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

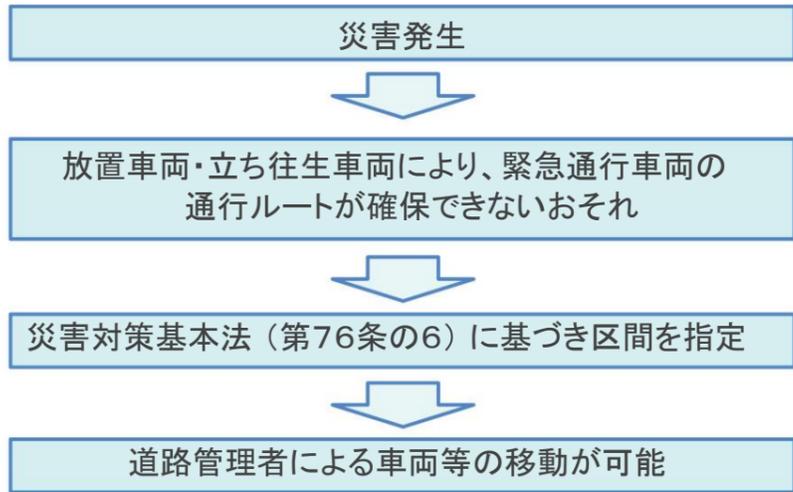


災害対策基本法改正の概要

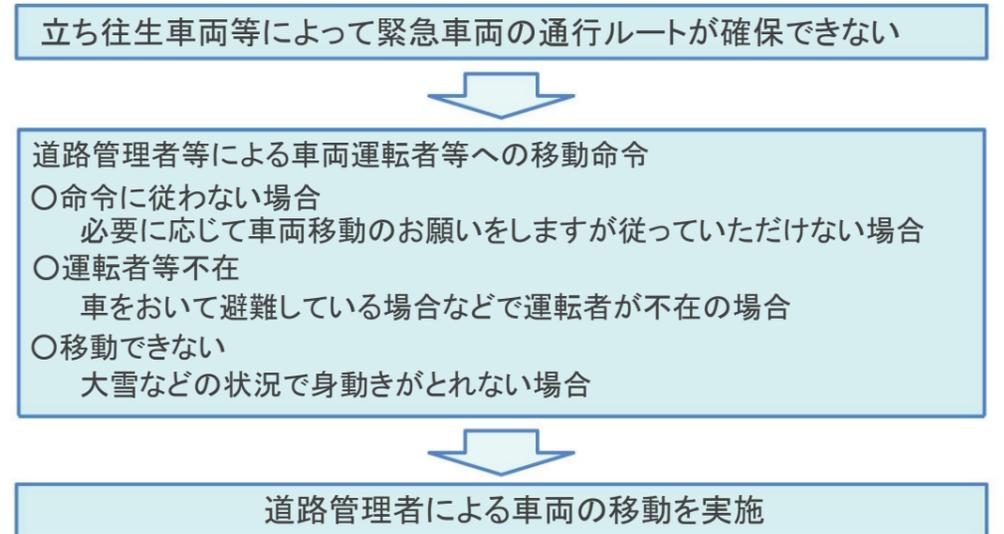
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。

避難する場合は、車間を詰めて左側に停車。

緊急車両が通行できる幅を確保
※車両の移動を行う場合があります。

【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
24時間受付 道路緊急ダイヤル #9910
(全国共通番号) ※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報
吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック
北海道地区道路情報
道路規制情報、道路気象情報、道路画像情報をWebページで確認
パソコン▶<http://info-road.hkd.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況